

中期経営計画

(令和3年度～令和7年度)



令和4年 月 改訂(案)



一般財団法人大阪府みどり公社

目次

I. 計画策定にあたって	2
II. 会社の目的・性格	3
III. 現状と課題（前期計画の実績と評価）	4
1. 経営改善	4
(1) 運営体制の効率化・強化と府との役割分担	4
① 運営体制の効率化・強化	4
② 府との役割分担	5
(2) 新規事業の獲得	6
(3) 公益目的事業と自主事業のバランスの考慮	7
2. 主要事業（会社の4本柱）	8
(1) 農地中間管理事業等農地関連事業	8
(2) 自然環境保全関連事業（大阪府民の森管理運営事業）	9
(3) 地球温暖化防止活動推進支援事業	10
(4) 森林整備・木材利用促進支援事業（平成31年度～）	11
3. その他収益事業	12
4. 収支計画	13
IV. 今期計画における会社運営の基本方針と目標及び事業展開	15
<前期経営計画の総括><国内外の潮流と会社の活動>	
1. 会社運営の基本方針（継続的な事業活動を前提とした法人運営）	16
2. 計画期間の目標とその達成に向けた法人運営及び事業展開	17
(1) 主要事業（会社の4本柱）	17
① 農地中間管理事業等農地関連事業	17
② 自然環境保全関連事業（大阪府民の森管理運営事業）	19
③ 地球温暖化防止活動推進支援事業	21
④ 森林整備・木材利用促進支援事業	23
(2) その他収益事業	24
3. 収支計画	25
4. 進捗管理	26

I. 計画策定にあたって

- 大阪府みどり公社（以下「公社」という。）は、昭和61年2月に財団法人大阪府農地開発公社として設立された。その後、他の農林・環境関係団体との統廃合を経て、現在、大阪府の指定出資法人として、大阪府における地域社会と調和のとれた農林業の振興を図るとともに、自然環境の回復等良好な生活環境の保全を推進し、もって府域の均衡ある発展に寄与することを目的に、大阪府と連携しながら各種事業を実施している。
- また、平成24年4月に一般財団法人に移行し、20年間の公益目的支出計画の認可を受けている。
- 公社が行う、農業、森林・林業、エネルギー、気候変動、自然環境等に関する事業は、平成27年に全ての国連加盟国によって採択された、持続可能な開発目標＝SDGsの達成に寄与する重要な役割を担っており、今後も、継続的な展開が求められている。
- 前計画期間において、農政分野、自然環境保全分野、環境分野を3本柱として事業を展開し、各々掲げた目標を達成しており、また、収支面でも安定した経営が図られてきた。
- 今計画では、前計画の3分野に林政分野を加え、4本の柱で事業を実施することにより、より一層公社の社会的役割を強化するとともに、公社の運営そのものが、職員の働きがいの推進と更なるSDGsの達成に寄与するものとする。

● 計画の不確定要素（新型コロナウイルス感染症による影響）

・ 大阪府民の森管理運営事業（大阪府指定管理業務）等

公社は、平成28年度から令和3年度までの6年間、大阪府からの指定管理業務として大阪府民の森8園地の管理運営等に努めてきたが、その内、北河内・中河内地区に係る令和4年度以降の指定管理者の公募が行われ、申請を行ったものの不採択となったため、令和4年度以降の計画については、南河内地区における管理運営事業のみに変更している。なお、南河内地区の令和5年度以降の指定管理業務については、令和4年度に新たに公募が行われ公社は申請予定である。また、公社は指定管理者の応募結果をふまえ、自然環境保全関連事業に関する財政的基盤と活動のフィールドを確保するため、令和4年度においては府民の森以外の指定管理事業等に対しても応募する予定である。このため、令和5年度以降の業務内容や収支見込み等については、公募結果の予測が困難なため、令和4年度の南河内地区指定管理業務による財政状況（見込）等をそのまま延長して記載しており、これら公募結果が確定次第、必要に応じて令和5年度以降の計画の修正を行う予定である。

・ 大阪府地球温暖化防止活動推進センター事業

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、受託を予定していた大阪府や民間のいくつかの事業が取りやめとなったほか、啓発の機会としていたイベントも多くが中止又は縮小となるなど、非常に大きな影響が発生している。令和3年度以降もこの新型コロナウイルス感染症の影響を受ける可能性が高いと思われるが、その影響を予測することは非常に困難な状況であり、Webも活用した啓発に努めていきたい。

Ⅱ. 会社の目的・性格

■ 設置目的（定款第3条）

会社は、「大阪府における地域社会と調和のとれた農林業などの振興を図るとともに、地球環境の保全及び自然環境の回復等良好な生活環境の保全を推進し、もって府域の均衡ある発展に寄与することを目的とする」法人であり、この目的のため、会社の持つ機能を最大限に発揮し、農やみどり、環境に関する多様な事業を推進するものとする。

■ 大阪府の指定出資法人

会社は、大阪府の指定出資法人として、府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図ることが求められる。このため、法人の健全な財政運営や事業効果について大阪府の指導・調整などの関与や経営評価を受けるとともに、経営状況や評価結果について、大阪府議会への報告や府民への公表が行われている。

■ 公益目的支出計画

会社は、平成24年4月1日の一般財団法人への移行時において、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき、その時点の残余財産約10億円を公益目的財産額として、移行後20年間で公益事業に支出する「公益目的支出計画」を作成し認可を受けている。

■ 農地中間管理機構

会社は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、大阪府内唯一の農地中間管理機構として平成26年5月に知事から指定を受け、大阪農業の特性を生かしながら、大阪府が定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則り農地中間管理事業を実施している。

■ 大阪府地球温暖化防止活動推進センター

会社は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、大阪府における地域地球温暖化防止活動推進センターとして平成15年7月に知事から指定を受け、地球温暖化対策に関する普及啓発、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）及び民間団体の活動支援、府民への相談対応・助言、大阪府の実施する施策に協力すること等により、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進に取り組んでいる。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

1. 経営改善

(1) 運営体制の効率化・強化と府との役割分担

① 運営体制の効率化・強化

<目 標>

- ・府派遣職員（3名）を嘱託職員等に置き換えること、定年退職（3名予定）が発生するためその後の体制を工夫することにより人件費の圧縮を図る。
- ・このため、職員のパワーアップと弾力的な高齢者の活用等を図る。

<実 績>

- ・会社の職員体制については、府の派遣職員やOB職員等の専門知識やネットワーク等を有効活用し事業を実施するとともに、職員（プロパー職員）退職後の再雇用や専門知識のある嘱託職員への置き換え等を行い、各事業において成果を上げながら人件費を抑制した。

※平成28年度以降の5年間で職員が4人退職

○ 職員数及び人件費（賃金職員・森林組合派遣職員を除く）

（人、千円）

	H28	H29	H30	R1	R2
職員(プロパー職員)	6	5	5	4	3
再雇用		1	1	1	
大阪府派遣職員	3	3	3	4	4
嘱託職員	16	15	14	17	20
職 員 数 計 (人)	25	24	23	26	27
給 与 手 当 (千円)	133,920	126,246	124,375	129,322	135,219

※ R1年度：森林整備・木材利用促進支援センターを設置（府派遣職員：1人増、嘱託職員：2名増）

※ R2年度末：職員（プロパー職員）1名定年退職（3人→2人）

<評 価>

- ・専門知識や経験のある者を嘱託職員として採用することにより、パフォーマンスを確保しつつ人件費の抑制を図るとともに、府施策と密接に関連する業務に府派遣職員を配置し、成果を上げた。
- ・今期計画においても、プロパー職員、府派遣職員、嘱託職員などを効率的に配置することにより、人件費を抑制しつつ事業実績を上げていく必要がある。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

1. 経営改善

(1) 運営体制の効率化・強化と府との役割分担

② 府との役割分担

<目 標>

- ・農地中間管理機構や地球温暖化防止活動推進センターとしての業務は準行政的役割を担っていることから、絶えず大阪府との役割分担の点検と協力体制の検証・充実に努め、効率的・効果的な事業実施に留意する。

<実 績>

- ・農地中間管理機構については、重点地区を定め集落座談会への参加や事業説明会の開催など府の農地利用促進チームと連携し、事業に取り組み成果を上げた。
- ・また、府民の森指定管理については、施設の老朽化や災害時の対応などリスク管理について府と定期的に協議し、対策を講じたことで来園者の安全が確保された。
- ・地球温暖化防止活動推進センターについては、府と連携して事業所に対するCO2削減ポテンシャル診断推進事業や転入・転居者の省エネ行動の調査・分析、イベント等での普及啓発等を行い、地球温暖化防止の推進に取り組んだ。

<評 価>

- ・府との役割分担に基づき連携して事業を実施することにより、円滑に事業進捗が図られ各分野において成果が上がった。
- ・各チームにおいて、大阪府との協議や連携を密に行い、協力体制の充実強化を図った結果、各事業が円滑に進められた。今期計画においても、府との連携と協力体制の充実に努め、効果的な事業実施を目指す。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

1. 経営改善

(2) 新規事業の獲得

<目 標>

- ・ 公社の収支状況の改善のため、収益性の高い企画提案型公募事業など新規事業や市町村事業の受託について、さらなる獲得努力が必要である。

<実 績>

・ 農業経営者総合サポート事業の実施

大阪農業の成長産業化を進めるため、大阪府の要請により平成30年7月に農業生産の中軸を担う農業者の育成と確保を目的とした「農業経営相談所」を開設し、農業経営の改善や法人化等に関する相談及び専門家の派遣等を行う農業経営者総合サポート事業を開始した。

	(千円)		
	H30	R1	R2
補助金収入	14,000	15,036	13,533

・ 森林整備・木材利用促進支援事業の実施

国において平成31年度から「森林経営管理法」に基づく森林経営管理制度や、都道府県及び市町村への森林環境譲与税の譲与が開始されたことを受け、大阪府からの受託事業として、「森林整備・木材利用促進支援センター」を設置し、市町村が森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用の取り組みを円滑かつ確実に実施できるよう、技術的支援や助言を行う森林整備・木材利用促進支援事業を開始した。

	(千円)	
	R1	R2
委託料収入	33,253	34,650

・ 環境分野における事業獲得

地方公共団体からの委託事業や中小企業を対象としたCO2削減事業の獲得、環境省委託事業のコンサルティング企業との共同実施等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除くと収益が増加した。

環境分野新規事業		H28	H29	H30	R1	R2
実施事業会計	千円	14,520	18,880	21,344	24,292	12,539
	件数	9	11	9	14	5
その他会計	千円	13,527	22,143	18,006	20,203	5,000
	件数	2	7	3	3	1
合 計	千円	28,047	41,023	39,350	44,495	17,539
	件数	11	18	12	17	6

<評 価>

- ・ これらの事業の実施により、公社の収支改善に寄与した。
- ・ 農政分野においては農業者の育成確保に加え、農地中間管理事業の周知や農地の貸借の増加につながった。また自然環境保全分野及び環境分野における事業の充実強化を図ることができた。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

1. 経営改善

(3) 公益目的事業と自主事業のバランスの考慮

<目 標>

- 公益目的支出計画終了後も公益目的事業を継続して実施するため、公社全体の収支を令和2年度において△2,500万円まで圧縮する。
- このため、公社全体の収支バランスを優先し、公益目的支出と自主事業等の均衡を考慮した収支改善をめざすこととし、農政分野における自主事業の積極的な確保及び各分野における新たな公益事業の実施について検討する。

<実 績>

- 新たな公益事業として、農政分野では平成30年度から農業経営者総合サポート事業を、自然環境保全分野では、平成31年度からナラ枯れ跡地の森づくり活動を、さらに、林政分野として森林整備・木材利用促進支援事業を開始するとともに、環境分野では国・府・市町等の補助事業や公募事業、民間からの受託事業を年度ごとに積極的に獲得した。
- これら新規事業の効率的な執行により、令和2年度の公社全体の収支を△431万円（正味財産）と△2,500万円以内に圧縮できた。

<評 価>

- 計画期間において、新規事業の開始及び公益目的事業の効率的な実施並びに人件費の縮減により、公社全体の収支は大きく改善している。また、農業経営者総合サポート事業や森林整備・木材利用促進支援事業などの新規事業を獲得することにより、事業範囲の拡大と公社の総合力が向上した。
- 今期計画においては、補助金及び委託事業の安定的な獲得や組織体制の効率化をより一層進め、公益目的事業の安定的・継続的な実施による赤字の縮減と自主事業による収入の確保を図っていく必要がある。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

2. 主要事業（公社の4本柱）



(1) 農地中間管理事業等農地関連事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、知事から指定を受けた府内唯一の農地中間管理機構として、貸付を希望する農地所有者から農地を借り受け、規模拡大等を希望する農業者や農業法人及び新規農業参入者など多様な担い手に農地を貸し付け、農地の集積と集約による経営基盤の強化及び遊休農地の解消と未然防止による農空間の保全と活用を推進した。

また、本事業の一環として平成30年度から農業経営の改善や法人化等に関する経営相談及び専門家派遣を行う「農業経営相談所」を運営した。

<目 標>

「農地の集積・集約による経営基盤の強化」及び「遊休農地の解消及び未然防止による農空間の保全・活用」を基本理念に、大阪府の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則り事業を推進する。

- 新規農地貸借の面積：15ha／年以上
- 重点的に取り組む地区を中心に地域へ働きかけ：38回／年
- 大阪府が実施する企業参入支援、準農家制度と連携した新規参入者：37者／年

<実 績>

	H28	H29	H30	R1	R2
新規農地貸借面積 (ha)	18.2	24.5	31.9	31.3	39.1
地域への働きかけ (回)	42	45	46	47	47
新規参入者 (人)	23	21	28	21	27

<評 価>

- 重点地区や土地改良区等の地域への働きかけやパンフレット等による事業のPR等により周知を凶った結果、徐々に事業の認知度が上がり、計画を上回る農地貸借ができた。
- とりわけ、稲作農家への集積や機構関連農地整備事業の推進など面的な取り組みが大きな成果につながっている。
- 今期計画においても、このような取り組みをさらに進めることが効果的と考えられる。
- また、企業を含む新規参入者に対し農地貸付による支援を行っているが、大阪農業の中核を担う農業者の経営改善のための支援にも引き続き注力することが必要。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

2. 主要事業（公社の4本柱）



(2) 自然環境保全関連事業（大阪府民の森管理運営事業）

金剛生駒紀泉国定公園内の大阪府民の森8園地（ほりご園地を除く613ha）において、平成28年度から令和2年度までの5年間、森林組合及び里山サロンとの共同事業として指定管理業務契約に基づき、施設の維持管理及び運営を行った。

<目 標>

- ナラ枯れ被害の深刻化を踏まえ、利用者が滞留する広場や休憩施設、トイレ周辺や利用頻度が高い管理道、園路周辺の被害木は、徹底的に伐採処理を行うとともに、ナラ枯れ被害終息後の森づくり方針を検討・作成し、これに基づき、府民の森を自然災害に強い健全な森へ誘導する。
 - ・ ナラ枯れの枯損木の伐採：ナラ枯れ被害木伐採率100%
 - ・ 府民協働による森づくり指針の策定と実践
- 予防保全の考え方を前提に、安全安心な施設管理を徹底し快適な利用環境の確保に努める。
 - ・ 大型施設の計画的修繕：星のブランコの床板の内100スパンを交換（板材5枚／1スパン）
クライミングウォールホールドの内1,500個を交換

<実 績>

- 利用者の多い施設周辺、広場、管理道のナラ枯れ枯損木等の伐採
 - ・ H28～R2：計5,625本 実施率100%
 - ・ ナラ枯れ被害跡地の森づくり指針を作成し、むろいけ及びくろんどの両園地で森づくりを実施
- 大型施設の計画的修繕
 - ・ 星のブランコ：要改修の床板100スパン 実施率100%
 - ・ クライミングウォール：要交換のホールド2,257個 実施率100%

<評 価>

- ・ ナラ枯れ被害木の伐採により、倒木による人的被害を防ぎ、利用者の安全安心を図った。また、ナラ枯れ跡地の森づくりについて2園地において実施しており、今期計画においては、より一層拡大し、健全な森づくりを推進することが必要。
- ・ 大型施設の計画的修繕を行い、施設利用の安全が確保された。今期計画においても、大型施設については予防保全の観点から、定期的な点検と計画的な補修・修繕が必要。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

2. 主要事業（公社の4本柱）



(3) 地球温暖化防止活動推進支援事業

大阪府知事から指定を受けた大阪府地球温暖化防止活動推進センターとして、セミナーの開催、イベントでのブース出展、出前講座等による啓発活動を府内各地で実施し、地球温暖化防止に向けた府民の行動変容を促した。

また、家庭及び事業所に対して省エネ診断等を行い、効果的な設備改善や運用改善によるCO2排出量の削減対策を提案した。

<目 標>

温室効果ガスの増加が著しく、排出量の多い民生部門の排出抑制が重要であることから、家庭や中小事業所における省エネ・節電等によるCO2削減の取組みを中心に事業展開を図る。

- ・セミナー、出前講座などによる地球温暖化について内容を掘り下げ理解を深める啓発や環境教育を実施
⇒ 対象者数 2,000人/年
- ・環境教育・啓発による行動変容、家庭や中小事業所の省エネ診断による省エネ・節電に向けた提案
⇒ CO2削減量450トン/年

<実 績>

	H28	H29	H30	R1	R2
啓 発 人 数 (人)	2,188	2,126	2,581	2,364	1,861
CO2 削 減 量 (トン)	2,503	2,075	1,142	654	305

<評 価>

- ・啓発人数、CO2削減量ともに、平成28年度から令和元年度は目標を上回ることができたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響によるイベントやセミナーの開催の中止や縮小等により、どちらも目標の達成はできなかった。
- ・「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けて、家庭に対する省エネ診断事業（平成29年度終了）及び事業所に対する省エネ診断事業（令和2年度終了）に代わる取り組みを検討する必要がある。
- ・このため、目標値についても、公社が事業を通じて削減するCO2より、啓発活動の拡大に重点を置いた目標値を設定すべき。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

2. 主要事業（公社の四本柱）



(4) 森林整備・木材利用促進支援事業（平成31年度～）

大阪府からの受託事業として公社に設置した森林整備・木材利用促進支援センターにおいて、市町村による森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用の取り組みが円滑かつ確実に実施できるよう、市町村に対し技術的支援や助言を行った。

<実績>

- ・平成31年4月からの森林環境譲与税制度開始に併せ、大阪府からの委託を受けて、公社内に新たに森林整備・木材利用促進支援センターを設置した。
- ・市町村による森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用の取り組みが円滑かつ確実に実施できるよう、相談や要望等に応じて技術的支援や助言を行った。
- ・令和2年度は、府内全43市町村に対し延べ161回の訪問・相談対応を行い、市町村職員向け研修を3回開催した。

○府内の森林を有する市町村（33市町村）のうち、森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手した市町村数

	R1	R2
市町村数	2	0 (2)

※（ ）内は累計

○府内市町村において、森林環境譲与税により大阪府産材を使って実施した木材利用の事業数

	R1	R2
事業数	7	7

<評価>

- ・府内全市町村を巡回訪問し、説明を行ったことにより、森林環境譲与税の制度や相談窓口である支援センターの業務・体制等について、周知を図ることができた。
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備・木材利用の取り組みについて、他の市町村の今後の参考ともなる先行事例ができた。
- ・今期計画においては、これらの活動実績を踏まえ、森林整備及び大阪府産材を利用する市町村の拡大を図ることが必要。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

3. その他収益事業

<目 標>

- 環境調査・相談事業について、国、大阪府、市町村等が公募するプロポーザル方式の事業に積極的に参加する。
事業費獲得目標：年間3件以上
- 直営事業について、農政分野では公社のノウハウを活用し、受託事業の確保に努める。また、府民の森利用者への物品や飲食物の販売等によって、利用者サービスと収益確保を図る。

<実 績>

- 環境調査・相談事業では、箕面北部丘陵地区動植物調査業務の継続受託、インドネシアとの二国間協力事業の受託等により事業の獲得を図ったが目標未達。
- 農政分野における実施事業として、農地中間管理事業の一環として平成30年度から農業経営者総合サポート事業を実施することとなったが、収益事業の受託は行っていない。
- 直営事業では、府民の森利用者への物販で、ニーズの高いハイキングマップの刷新、カップ麺やレトルト食品の販売やイベント開催期間において、他団体と連携し飲食を提供するなど、利用者からの要望に対応した。
- 金剛登山道駐車場は、平成30年から令和2年度まで指定管理により運営を行った。

<環境新規事業（その他会計）の実施件数>

	H28	H29	H30	R1	R2
実施件数	2	7	3	3	1

<金剛山登山道駐車場管理運営事業> (千円)

	H28	H29	H30	R1	R2
収 入	14,793	14,940	13,756	8,304	12,978
支 出	14,651	14,937	13,673	7,424	13,198
収支差額	142	3	83	880	△220

<評 価>

- 環境調査・相談事業は、公募に積極的に参加したものの、安定的な事業獲得には至っておらず、事業の核であった箕面北部丘陵地区動植物調査業務も終了する。今期計画においても、必要性を見極めて公益性の高い事業について参入を検討していく必要がある。
- 金剛登山道駐車場は、村営ロープウェイの運休により、駐車料金収入が大幅に減少したが、府と協議し、減収に対応した業務契約に変更された。当面、ロープウェイの運行再開は不透明であるが、現指定管理が2年延長される見込みであることから、引き続き適切な施設運営に努める必要がある。また、府民の森南河内地区についても隣接する宿泊施設の休館に伴い、公社が飲食物の販売を拡充し、利用者サービスと収益確保を図っており、駐車場同様指定管理延長（見込み）に対応していく必要がある。

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

4. 収支計画

※ 本計画における収支は、正味財産の増減

<目 標>

令和14年度以降も公社が存続し、現在の規模での事業展開を継続していくためには、令和14年度までに単年度収支を±0に均衡させ、正味財産を1年分の事業費相当額約5億円を保有することが必要であり、そのため以下の対応が必要。

- ・令和2年度に単年度収支を△2,500万円まで圧縮すること。
- ・令和2年度末の正味財産を約7億円確保すること。

<実 績>

○ 公益目的支出計画事業（実施事業等会計）

（単位：千円）

		H28	H29	H30	R1	R2
計画	収入	282,366	283,706	283,706	283,706	283,706
	支出	339,269	329,719	323,919	327,119	317,119
	収支差額	△ 56,903	△ 46,013	△ 40,213	△ 43,413	△ 33,413
実績	収入	297,578	304,376	326,864	318,013	311,385
	支出	323,094	334,008	349,401	336,993	328,904
	収支差額	△ 25,516	△ 29,632	△ 22,537	△ 18,980	△ 17,519
計画との差額		31,387	16,381	17,676	24,433	15,894

○ その他収益事業（その他会計・法人会計）

（単位：千円）

		H28	H29	H30	R1	R2
計画	収入	45,492	45,332	29,817	21,157	20,997
	支出	34,901	34,451	19,619	12,455	12,455
	収支差額	10,591	10,881	10,198	8,702	8,542
実績	収入	47,451	51,660	44,934	74,548	65,832
	支出	34,174	35,586	30,935	60,122	52,624
	収支差額	13,277	16,074	13,999	14,426	13,208
計画との差額		2,686	5,193	3,801	5,724	4,666

○ 公社全体（総合計）

（単位：千円）

		H28	H29	H30	R1	R2
計画	収入	327,858	329,038	313,523	304,863	304,703
	支出	374,170	364,170	343,538	339,574	329,574
	収支差額	△ 46,312	△ 35,132	△ 30,015	△ 34,711	△ 24,871
実績	収入	345,029	356,036	371,798	392,561	377,218
	支出	357,268	369,594	380,337	397,115	381,528
	収支差額	△ 12,239	△ 13,558	△ 8,539	△ 4,554	△ 4,310
計画との差額		34,073	21,574	21,477	30,157	20,561

※正味財産額

		H28	H29	H30	R1	R2
計画		850,000	815,000	785,000	750,000	725,000
実績		906,800	893,243	884,704	880,150	875,839

Ⅲ. 現状と課題（前期計画の実績と評価）

4. 収支計画

<実績>

- ・実施事業及びその他収益事業ともに収入が計画を大きく上回り、各々の収支は計画より良好な結果となっている。これにより、公社全体の収支については、すべての年度において、正味財産の減少額は計画を下回り、令和2年度で△ 4,310千円となり、期末正味財産額は875,839千円となる。

※ 公益目的支出計画との収支差額について

公益目的支出計画においては、毎年度55,094千円の支出を予定しているが、平成28年度から令和2年度の間の公益目的支出額は、いずれの年度においても計画の額を下回っている。このため、公益目的支出計画においては、令和2年度末における公益目的財産額計画額568,775千円に対し、実績は164,976千円多い733,751千円となっている。

<評価>

- ・計画時点と比べると、農政分野における補助金が事業成果の顕現に必要な組織体制に見合った額になったこと、また、府民の森における府との役割分担の明確化等を行ったこと、環境分野における各年度の新規事業の獲得、さらには人件費を縮減し効率的な運営を行ってきたことにより収支は大きく改善した。
- ・現組織体制で安定した収支と公社としてのパフォーマンスのバランスが図られており、今期計画期間においても国・府の補助や委託の急激な変更（削減）がなければ、安定した公社経営が見込まれる。
- ・ただし、令和2年度は環境分野でコロナ禍の影響による業務受託が減少し、令和3年度以降についても不安要因となっている。また、農地中間管理事業の国における10ヵ年計画期限の到来（令和5年度）や、府民の森指定管理の動向など、収益に大きく影響する不確定要素を包含しており、これらの状況の変化に対応すべく備える必要がある。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

<前期経営計画の総括>

公社の主要事業である農地中間管理事業等農地関連事業については、目標値を大きく上回る実績を上げているとともに、自然環境保全関連事業（大阪府民の森等管理運営事業）、地球温暖化防止活動推進支援事業についても、それぞれ目標数値等を堅実に達成できている。また、平成31年4月から、新たに公社の4本目の柱として実施している森林整備・木材利用促進支援事業についても、着実に成果を上げている。

ただ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に地球温暖化防止活動推進支援事業において、多大な影響を受け厳しい状況になっている。

これらのことから、今期計画においては、各々の事業において、目標の見直しを行い、更なる成果の積み上げと公社運営の安定を目指す必要がある。

今後とも、公社はその社会的役割を担うため、府との連携を強化し、中期計画に従って、収支の安定の継続と事業成果の積み上げを行うため、効率的かつ効果的に事業を進める。

<国内外の潮流と公社の活動>

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献

- 公社は、大阪府（環境農林水産部）と連携し、農林分野及び環境分野において、公社の専門知識やノウハウを生かして、大阪・関西万博が目指すSDGsの達成に積極的に貢献していきます。
- 2025年大阪・関西万博は、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」のもと、わが国をはじめ、世界各国が国際社会の諸課題解決に向けた技術やアイデアを共有し、SDGsの達成に貢献する「未来社会の実験場」となります。



IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

1. 公社運営の基本方針（継続的な事業活動を前提とした法人運営）

(1) 公社は、地域社会と調和のとれた農業の振興及び地球環境の保全と自然環境の回復、並びに良好な生活環境の保全等をめざし、

- ①農業の振興及び農地中間管理事業等農地関連事業
- ②自然環境の保全及び施設の管理運営に関する事業
- ③地球温暖化防止の推進等に関する事業
- ④森林整備・木材利用促進支援事業

を主要事業（四本柱）として、大阪府と連携を図りながら、府内における農林、環境分野の施策を推進する。

(2) 公社は、平成24年4月の一般財団法人への移行時に定めた公益目的支出計画を着実に遂行する必要がある。また、大阪府の指定出資法人として、公益目的支出計画終了後においても、大阪府の施策展開と連携しつつ継続して活動していくべき社会的役割を担う法人として、健全で自律的な財務運営を行い計画的かつ効果的に事業を実施する。

(3) 公社は、国や大阪府等の事業制度や社会情勢等の変化に迅速かつ柔軟に対応することにより、補助金及び委託事業の安定的な獲得を目指すとともに、収益性の高い新規事業にも取り組み存在意義を高めていく。

(4) 公社は、引き続き社会的な役割を果たすべく継続的な運営を行っていく。このため組織については、大阪府からの派遣や知識・経験を有する嘱託職員を配置し、その専門性等の能力を活用するとともに、公社独自の職員を採用・育成していく。また、働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、多様な働き方を取り入れ職員一人ひとりにとって働き甲斐のある、そして働きやすい職場を目指す。これらにより、人件費の総額はできるだけ抑制しつつ、公社としての活動パフォーマンスは維持していく。このため、令和3年度から公社独自の職員については、職員の人事評価の結果を昇給等へ反映する給与制度を導入することにより、職員の士気を高める。また、出退勤管理システムの導入や在宅によるリモート勤務など、業務効率の向上等に資する勤務環境の整備を図る。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

2. 計画期間の目標とその達成に向けた法人運営及び事業展開



(1) 主要事業（公社の4本柱）

① 農地中間管理事業等農地関連事業

- 担い手が安定的に効率的な農業経営を行えるよう、面的にまとまった優良な農地を重点に、事業を実施するとともに、経営改善についても併せて支援する。
- また、遊休農地解消など大阪府が実施する農空間保全に資するよう、事業を実施する。

<方 針>

農地中間管理事業は、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の拡大などの課題があるなか、大阪農業の特性を生かしながら、

- ① 農地の集積・集約による経営基盤の強化
- ② 遊休農地の解消及び未然防止による農空間の保全・活用

を基本理念とし、大阪府が定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則り、「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（以下「農空間条例」という。）、大阪府や市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえ、事業を推進する。

また、大阪農業の成長産業化の中軸を担う農業者を育成するため、農業経営の改善や法人化等に関する相談及び専門家派遣を行う「農業経営相談所」の運営を行う。

<目 標>

■ 担い手への農地貸借：25ha以上／年

担い手が安定的に効率的な農業経営が行えるよう、大阪府の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づく新規の農地貸借に加え、今後増加する貸借期間終了農地について着実に更新を行う。また、それらの他、基盤整備等と連携した面的な農地貸借も行う。

- ・大阪府の基本方針に基づく新規農地貸借…………… 15ha／年
- ・更新時のフォローアップを丁寧に行うことにより更新率アップ…………… 10ha／年
（R1更新率58%を5ポイントアップ、R3からR5の貸借期間終了平均面積15.8ha/年×63%=10ha/年）
- ・基盤整備等と連携した農地貸借…………… 5地区／5年

■ 地域への働きかけ：48回以上/年

大阪府と連携して重点的に取り組む地区（重点地区）を選定するなど、地域への働きかけを48回以上/年行う。

- ・重点地区 府農政AP目標(協議会設立8団体/年)×4回=32回
- ・新規地区掘起し 府農と緑4事務所×4団体×1回=16回

■ 重点支援農業者への伴走支援：50人以上/年

経営改善意欲の高い農業者を重点指導農業者と位置づけ、大阪府の農業改良普及職員やJA職員、専門家で構成する支援チームにより、50人以上/年の伴走支援を行う。

<事業展開>

- これまで同様、行政や農業関係団体と連携し、あらゆる機会を通じ、農地所有者や担い手に対し事業PRを行う。
- 重点地区を選定のうえ、大阪府の農地利用促進チームや市町村、市町村農業委員会等と連携し、農家へのアンケート調査を実施するなど、地元への働きかけを強化する。
- 各市町村に設置された「農空間保全委員会」（大阪府、市町村、農業委員会、JA、公社等で構成）において、事業内容や農地所有者の貸付意向の状況並びに借受希望者の情報を共有するなど、「農空間条例」に基づく農空間保全地域制度と一体的に取り組むことにより、効率的かつ効果的に事業を推進する。
- 大阪府とともに借受農地の掘り起こしや人・農地プランの策定を市町村に促すとともに、市町村や農業関係団体の職員とともに地域の会合に参加し事業の活用を働きかけていく。
- 企業の農業参入、準農家制度、ハートフルアグリ、農業次世代人材投資事業等、大阪府や市町村の施策と連携する。
- 貸借期間終了の6か月前に所有者、担い手の意向を徴取し、貸借期間など意向を踏まえて柔軟に協議を行うなど、更新率の向上に努める。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

2. 計画期間の目標とその達成に向けた法人運営及び事業展開



(1) 主要事業（公社の4本柱）

② 自然環境保全関連事業（大阪府民の森管理運営事業）

- 大阪府民の森指定管理者として、大阪府が定めた管理運営に関する基本方針に基づき作成した提案内容に沿って管理運営を行う。
- 府民の森を単に、「自然の森」を育成し、守るだけでなく、多様な人々が集い、さまざまな価値を生み出す「文化の森」とするため、さらなる利活用を図っていく。

【変更にあたっての考え方】

大阪府民の森管理運営事業は、北河内・中河内地区に係る令和4年度以降の指定管理者の公募が行われ、申請を行ったものの不採択となったため、令和4年度以降の計画については、南河内地区における管理運営事業のみに変更している。なお、南河内地区の令和5年度以降の指定管理業務については、令和4年度に新たに公募が行われ公社は申請予定である。また、公社は指定管理者の公募結果をふまえ、自然環境保全関連事業に関する財政的基盤と活動のフィールドを確保するため、令和4年度においては府民の森以外の指定管理事業等に対しても応募する予定である。このため、令和5年度以降の業務内容や収支見込み等については、公募結果の予測が困難なため、令和4年度の南河内地区指定管理業務による財政状況（見込）等をそのまま延長して記載しており、これら公募結果が確定次第、必要に応じて令和5年度以降の計画の修正を行う予定である。

◆現計画（計画期間 R3） ※概要

<R3 方針>

- 府民の森の各施設について、安全安心な施設管理を徹底し快適な利用環境の確保に努める。
- ナラ枯れ等の被害地は、後継樹が少なく藪状化が進んでいる。災害に強く、保健休養として多くの府民に利用される森に再生する。

<R3 目標及び実績>

■ 快適な利用環境の確保（園路の整備）：園路の総点検、補修計画の策定、整備の実施

サイン整備や路面整備、園路沿いの危険木伐倒を一体的に行い、事故の未然防止を図り快適な利用環境を確保する。

- ・対象路線：6園地16路線（くろんど園地・くろんど池ハイキングコース など）

→ R3年度実績 危険木・枯死木の伐倒 6園地10路線で実施

■ 大型施設の計画的修繕：専門家等による定期点検、早期修繕

専門家による定期点検、職員による日常点検を的確に行い、異常個所の早期発見に努めるとともにその早期修繕を図る。

- ・ほしだ園地 星のブランコの床板交換：50枚/年 →R3年度実績 50枚
クライミングウォールのホールド交換：100個/年 →R3年度実績 217個

■ ナラ枯れ被害地の森への再生：府民の参加200人／年

将来にわたって、優れた景観を創出すべく、主要な府民の森施設、基幹歩道に隣接した次の地区において、公社のみならず、指定管理共同事業体や指定管理に参画しているNPOらと連携して、森林の造成と育成に取り組む。

・森づくり活動に参加する府民：年間200人

- ① くろんど園地 キャンプ場周辺及びさんさくの路周辺 ② むろいけ園地 外回り園路沿い及び内回り園路沿い
→ R3年度実績 くろんど園地 105人（R4.3.13実施） むろいけ園地102人（R4.3.20実施）

<事業展開>

- ・府民の森施設の経年劣化が顕著にみられることから、安全安心の管理運営を徹底する。
- ・ナラ枯被害は、依然として新規被害が発生し、園内各所で立枯木が見られる。園路周辺等では、徹底的に伐採処理する。
- ・樹木管理の過程で発生した伐採木を、サインや歩道階段の部材へ加工するなど、木材の利活用に取り組む。
- ・NPO団体や園地ボランティアとの連携を図り、自然に関する多様なプログラムの提供や新たな魅力づくりに努める。
- ・インターネット、各種広報媒体を活用し、アクセス・自然情報等を広く、タイムリーに発信し、府民の森のPRの強化を図る。
- ・最寄り駅から園地へのアクセスとなる園地外の歩道区間の整備・点検が必要である。このため、府や関係市町村・観光協会等と連携し、サイン等施設の計画的な整備改良について検討し、可能となった箇所から実施していく。

◆変更（計画期間 R4～R7）

<R4～R7 方針>

- ちはや園地は、標高千mの高地に位置し、突然豪雨や吹雪などの荒天となるケースがあると同時に、ナラ枯の新規被害が発生し立枯木が見られる。来園者の安全安心と快適な利用環境の確保を図る。
- SNS等を活用した情報発信とともに魅力的なイベントを展開し、利用促進を図る。

<R4～R7 目標>

■ 安全・安心を最重点とした利用環境の確保

キャンプ場や園路周辺等では、確実に危険木の伐採を行うとともに、荒天時には園内放送や案内所への避難誘導など、園地利用者の安全安心を徹底する。

■ ちはや園地の積極的なPR、魅力的なイベントの展開

Facebook、Instagram、YouTube等により、自然情報・イベント情報・アクセス情報をタイムリーに発信し、府民の森を訪れる機会を増やす。 ・フォロワー数・登録者数419人（R3）⇒659人（R7） ※毎年60人増

登山とキャンプ・自然観察会を組み合わせたイベント、天体観望会のZoom配信などの新たな取り組みを行い、リピーターの増加など利用促進を図る。

<事業展開>

- ・府民の森施設の経年劣化が顕著にみられることから、施設の不具合による園地利用者の事故を絶対発生させないことを最重点に、事故や破損が発生する前に補修・修繕を行う「予防保全」により、安全安心の管理運営を徹底する。
- ・樹木管理の過程で発生した伐採木を、サインや歩道階段の部材へ加工するなど、木材の利活用に取り組む。
- ・NPO日本パークレンジャー協会や園地ボランティアとの連携を図り、府民の自然や森林に対する理解を深める多様なプログラムの提供や新たな魅力づくりに努める。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

2. 計画期間の目標とその達成に向けた法人運営及び事業展開

(1) 主要事業（公社の4本柱）

③ 地球温暖化防止活動推進支援事業



○ 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けて、気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信することなどにより、府民が一体となって脱炭素化に向けた行動をしていくよう意識変容の取組みを推進する。

<方 針>

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、

- あらゆる世代・立場の府民へのきめ細かい普及啓発のため、温暖化防止活動推進員の資質向上と活動の量的拡大・内容の充実をはじめとする普及啓発を担う人材や団体の育成、市町村や各種団体・事業者における普及啓発活動の活性化を図る。
- 地球温暖化防止活動を推進する様々な主体に対して、専門的な知見や経験・実績の蓄積を活かした助言やノウハウを提供する。とりわけ、教育現場など若い世代への普及啓発に関する支援のほか、専門性や人材不足等の課題がある市町村における地球温暖化対策への普及啓発について支援を行う。
- 家庭部門におけるCO₂排出削減のための実態把握や情報収集に取り組む。
- 豊富な知見や啓発活動の取組実績、全国地球温暖化防止活動推進センターをはじめとする広範なネットワークを生かし、大阪府の施策効果を高めるための協力連携を行う。

<目 標>

■ 地球温暖化防止の働きかけを行う府民の人数：5,000人／年

市町村とも協働して、環境イベントでの参加者へのアンケートの実施、出前講座・授業での講義、体験学習・セミナーの開催、Web等を活用したアンケートやCOOL CHOICE（地球温暖化対策に資する賢い選択）への賛同登録等を通じて地球温暖化防止について啓発する。

■ 研修・活動支援する推進員の延べ人数：150人／年

普及啓発の担い手となる推進員に対して、スキルアップのための研修の実施、研修受講後の出前講座・授業や環境啓発イベントブースでの啓発活動、公社や大阪府等が主催するセミナーの運営協力などの活動の場の提供・斡旋、啓発活動に必要なパネルや体験学習機材の貸し出し、推進員発案のセミナーの協働実施等を行う。

<事業展開>

- 環境イベントへの出展、出前講座・授業、シンポジウムやセミナーの開催を通じて、府民一人ひとりの意識改革と行動喚起を促す。
- 大阪府や市町村が主催する環境イベント等の啓発活動・広報活動事業には可能な限り出展・参画し、推進員にブース運営の協力を求める。
- 保育園や幼稚園児、小学校の低・中・高学年、中学生など、各々に対応した啓発プログラムを充実し、多様な出前授業の要請に積極的に対応していく。また実施にあたっては、推進員をはじめ、大学生や専門学校生、企業人材等の活用を図る。
- WEBコンテンツその他の啓発広報情報（家庭部門の地球温暖化対策に関する基礎的な情報）の充実を図り、情報発信プラットフォームとして整備・運用する。
- 家庭向けのCO₂排出削減対策（エコライフ診断等）を市町村と連携して推進する。
- 省エネ家電や省エネ住宅について、CO₂の削減だけでなく、健康や快適性、災害対応、エネルギーコスト削減などのベネフィットにもつながることも合わせて示すことにより普及促進を図る。
- 推進員に対しては、大阪府と連携して研修の充実等により資質向上を図るとともに、SNS・メール等を活用して、活動機会等の情報提供、派遣・斡旋や活動情報の共有を図る。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

2. 計画期間の目標とその達成に向けた法人運営及び事業展開

(1) 主要事業（公社の4本柱）



④ 森林整備・木材利用促進支援事業

○ 今後、府内各市町村においても森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用の取り組みが着実に進められ、健全な森林の整備・保全により府民の安全・安心な暮らしが確保されるよう、市町村による取り組みを様々な形で支援していく。

<方針>

市町村において事業実施のためのノウハウが一定蓄積されるまでの間、制度の目的や進め方等を繰り返し説明するとともにきめ細かなサポートを行うことにより、実施可能な事業から着手を促進し、その手法等について広く市町村間で共有する。

<目標>

■ 府内の森林を有する市町村（33市町村）のうち、森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手した市町村数

・ R2：2市町村 ⇒ R7：25市町村（森林面積1,000ha以上は100%、1,000ha未満は50%の市町村で着手）

	R3	R4	R5	R6	R7	
市町村数	3 (5)	4 (9)	5 (14)	5 (19)	6 (25)	※ () 内は累計

■ 府内市町村において、森林環境譲与税により大阪府産材を使って実施した木材利用の事業数

・ R2：7事業 ⇒ R7：21事業（R2年度の3倍の事業数を旨す）

	R3	R4	R5	R6	R7
事業数	9	11	14	17	21

<事業展開>

市町村による森林環境譲与税を活用した事業の実施が円滑かつ適切に行われるよう、下記の取り組みを行う。

- 【森林整備支援】 森林経営管理制度等森林整備に関する先事例や情報の収集・提供、市町村による森林所有者の意向調査や整備計画作成等の技術的助言など。
- 【木材利用促進支援】 木材・木製品やこれらを扱う事業者等の情報の収集・提供、木材利用アドバイザーの派遣による技術的助言、民間事業者への府内産材活用のはたらきかけなど。
- 【研修会等の開催】 市町村職員を対象とした森林整備や木材利用の取り組みに関する技術研修会や国・府からの情報提供等を行う担当者会議の開催。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

2. 計画期間の目標とその達成に向けた法人運営及び事業展開

(2) その他収益事業

① 環境調査・相談事業

○ 大阪府や環境省だけでなく、他の都道府県・省庁、市町村、事業者、民間団体等の動向について情報を収集し、公益性の高い事業への参入に努める。

② 府民の森直営事業

○ 府民の森における物販や飲食物の提供、イベントやアクティビティをより充実させることにより、収入の増加を図る。

<方針>

- ・前計画において、その他収益事業は、収支平均約900万円の黒字と各年度安定して推移しており、公社の収支改善に寄与している。今計画においても、引き続きその他収益事業の拡大を図っていく。
- ・環境調査・相談事業については、令和2年度は二国間協力事業の終了やコロナ禍の影響による箕面北部丘陵動植物調査事業の中止などにより大きく収入が減少しており、令和3年度以降、これらに代わる新たな事業の獲得を目指す。
- ・府民の森直営事業については、引き続き収入の増加を図っていく。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

3. 収支計画

※ 本計画における収支は、正味財産の増減

<目 標>

- ・公益目的支出計画事業については、公益目的支出により公益目的財産の減少を図るものとするが、法人運営を自律的かつ健全に行う中で収支バランスに留意しつつ実行していくこととする。
- ・公社全体の収支については、大阪府の施策方針に沿って委託事業や補助事業を受けながら、安定的かつ長期間の継続的な事業展開を行うものとする。その中において、その他の収益事業の強化を含め収支の均衡を図っていくこととする。

1. 公益目的支出計画事業

(単位：千円)

		R3	(実績見込)	R4	R5	R6	R7
実施事業等会計	収入	329,836	(322,055)	175,683	175,683	175,683	175,683
	支出	353,626	(335,727)	220,221	215,221	215,221	215,221
	収支差額	△ 23,790	(△13,672)	△ 44,538	△ 39,538	△ 39,538	△ 39,538

※ R5年度は、指定管理の公募に必要な委託料(5,000千円)を削除している。

2. その他収益事業

(単位：千円)

		R3	(実績見込)	R4	R5	R6	R7
その他会計 法人会計 合	収入	60,378	(67,632)	63,782	60,953	60,953	60,953
	支出	55,448	(62,987)	60,210	58,629	58,629	58,629
	収支差額	4,930	(4,645)	3,572	2,324	2,324	2,324

※ その他会計については、令和4年度以降の府民の森(北河内・中河内地区)の直営事業の収入がなくなったこと。さらに、令和4年度末をもって同地区への自動販売機の設置期限が到来することから、令和5年度以降は更なる収入減となる見込み。

3. 公社全体

(単位：千円)

		R3	(実績見込)	R4	R5	R6	R7
総 合 計	収入	390,214	(389,687)	239,465	236,636	236,636	236,636
	支出	409,074	(398,714)	280,431	273,850	273,850	273,850
	収支差額	△ 18,860	(△9,027)	△ 40,966	△ 37,214	△ 37,214	△ 37,214

※ 収支計画については、令和4年度までのものとし、令和5年度以降については、基本的に府民の森の指定管理が令和4年度の状況のまま延長(指定管理の応募に必要な委託料については削除)したものと仮定して記載しており、その状況が判明次第修正を行う。

IV. 今期計画における公社運営の基本方針と目標及び事業展開

4. 進行管理

本計画を基本に各年度の事業計画を作成し、毎月2回開催する戦略会議において四半期毎及び月次の計画と進捗について点検し、より効率的かつ効果的な事業展開について検討する。

今後、情勢の大幅な変化等が生じた場合は、適宜計画の修正等を行い柔軟に対応するものとする。